

2024年度

# 入園のしおり

(重要事項説明書)

千葉県認可保育園  
にじのいろ保育園

千葉県中央区末広 2-12-17 三和ビル1階  
電話 Fax : 043-312-1187

6.1版

## 目次

1. 施設の目的及び運営方針	2
1.1 施設の目的	2
1.2 保育理念・方針	2
1.3 保育園の概要	2
2. 提供する保育内容	3
2.1 保育計画	3
2.2 毎日のスケジュールと持ち物	4
2.3 年間行事	5
3. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	5
3.1 保育時間・休園日等	5
4. 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額	6
4.1 保育に要する諸費用と納入方法	6
5. 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに施設の利用に当たっての留意事項	6
5.1 利用にあたっての注意事項	6
5.2 手続きが必要な主な例	7
6. 緊急時等における対応方法・非常災害対策	7
6.1 保育園の安全対策・危機管理	7
6.2 警戒宣言発令時	7
7. 虐待の防止のための措置に関する事項	8
7.1 虐待防止責任者	8
7.2 虐待防止のための研修	8
8. その他、施設の運営に関する重要事項	8
8.1 入園時にお渡しする書類、ご提出いただく書類など	8
8.2 保育園をお休みするとき	8
8.3 登園をひかえていただくとき	9
8.4 保育園での薬の取り扱い	9
8.5 保育園での健康管理	9
8.6 嘱託医	10
8.7 給食	10
8.8 保険	11
8.9 個人情報の保護	11
8.10 ご意見・ご要望対応窓口の設置	11
9. 留意事項	11
同意書・利用申込書	12

## 1. 施設の目的および運営の方針

### 1.1 施設の目的

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳児及び幼児を心身共に健やかに育成するための保育事業を行います。

### 1.2 保育理念・方針

#### ・保育理念

こどもたちにたくさんの笑顔を

#### ・保育方針

- \*こども一人ひとりの個性を尊重し、身心ともに健やかに育みます。
- \*愛情をもってこどもに寄り添い、その思いを受け止め、信頼感と安心感の中で、自己を肯定する心を育みます。
- \*いきいきと遊ぶ環境の中で感性を豊かにし、生きる力を育みます。
- \*家庭や地域と協力し、安心して利用できる福祉の拠点となり、地域と共に歩んでいきます。

### 1.3 保育園の概要

名称	にじのいろ保育園
所在地	千葉市中央区末広 2-12-17 三和ビル1階
TEL・FAX 番号	043-312-1187
事業類型	認可保育園
事業認可年月日	2017年4月1日
嘱託医	若杉宏明
嘱託歯科医	藤本俊男
入園定員（年齢別）	0歳児6名 ・ 1歳児6名 ・ 2歳児7名 3歳児7名・4歳児7名・5歳児7名 ※0歳児は生後57日経過～
職員数	・園長 1名 ・主任 1名 ・保育士 常勤11名 非常勤1名 ・保育従事者 非常勤2名 ・栄養士 1名 ・調理員 1名 ・事務員 1名 ・嘱託医 1名 ・嘱託歯科医 1名

## 2. 提供する保育の内容

保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、教育・保育その他の便宜を行います。

### 2.1 保育計画

- 0歳児 ゆったりした環境のもとで情緒の安定を図りながら、感覚機能を刺激し、機嫌よく生活できるようにする。
- 1 大人との安定した応答的關係により、喃語をはぐくみ、言葉の発達につなげる。
  - 2 一人一人に応じて離乳食をすすめ、無理なく完了を図る。
  - 3 歩行への準備を十分に作る。
- 1歳児 保育者との安定した關係の中で探索活動が十分できるようにし、新たなものへの興味を広げる。
- 1 歩行を確かなものにする。
  - 2 好奇心や自分からやりたいと思う気持ちを育てる。
  - 3 保育者や子ども同士との関わりを通して、言葉を使いたい気持ちを育む。
- 2歳児 自己主張を十分受け止めながら自我の育ちを助けるとともに生活領域を広める。
- 1 興味のあること、経験したことを、模倣したり言葉、動作で表現する気持ちを育てる。
  - 2 簡単な身のまわりのことができるようにする。
  - 3 保育者と一緒に、全身を使う運動や手や指を使う遊びを十分楽しめるようにする。
- 3歳児 友達や身近な環境との関わりを通して、生活経験を豊かにし、社会性を育てる。
- 1 自分から興味や関心を持って遊びや生活に関わっていけるようにする。
  - 2 保育者の手助けにより生活に必要なことが身につくようにする。
  - 3 友達と関わって遊ぶことの楽しさが感じられるようにする。
  - 4 感じたことや考えたことなどを言葉で表現できるようにする。
- 4歳児 友達とのつながりを広げ、仲間意識を持ち、自主的な行動がとれるようにする。
- 1 いろいろな遊具を自由に使い、全身運動が活発にできるようにする。
  - 2 自己主張をはっきりするとともに、友達の気持ちにも気付くようにする。
  - 3 保育者の共感によって物事のおもしろさ、不思議さ、美しさなどに気付き、感性を豊かにする。

5歳児 友達とのつながりを深めるとともに目的に向かって主体的に活動する意欲を育てる。

- 1 健康や安全に必要なことがほぼ身につくようにする。
- 2 相手を許したり認め合ったりし社会生活に必要な基本的な態度が身につくようにする。
- 3 意欲的に生活する中で、知的欲求が満たされるようにする。

## 2.2 毎日のスケジュールと持ち物

### 毎日のスケジュール

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 7:30   | 随時登園<br>自由遊び                 |
| 9:30   | 朝の会（歌やあいさつ）<br>朝のおやつ（牛乳又は麦茶） |
| 9:45   | 散歩・外遊び                       |
| 11:00～ | 給食                           |
| 12:00  | 午睡                           |
| 15:00～ | おやつ                          |
| 16:00  | 自由遊び<br>随時降園                 |

※乳児は各自の生活リズムに合わせて保育します。

### 持ち物

#### ★生活に必要な持ち物

1. バスタオル（大判） 2枚 お昼寝等で使用します。  
（お昼寝には園のベビーベッド、幼児用簡易ベッド、お昼寝マットを使用します。）
2. おしぼり（目安として23cm×23cm）  
エプロン 2～3枚（おやつ・食事の時に使います）
3. 汚れ物入れ用のエコバック（着替え）  
使用したエプロン、おしぼりを入れるビニール袋
4. 乳児 ノートを入れる袋

#### ★衣類など個人ロッカーに御用意いただく物

1. シャツ 2～3枚 Tシャツ等、汚れてよいものをご用意ください。
2. 肌着（袖のないもの）2～3枚
3. 靴下 1足
4. スボン 2～3枚 ウエストはゴムのもので用意ください
5. オムツ・お尻拭き
6. 箱入りのビニール袋（スーパーのレジ袋でも結構です。）

※幼児はリュックにお着替え1セットを毎日持たせてください。

★その他

\*水遊びの季節になりましたら、水遊びを行う場合のご案内をいたします。

\*全ての持ち物や衣類に必ず記名をお願いします。穿いてくるオムツの後ろにも記名してください。

2.3 年間行事

- 4月 入園式・進級式 懇親会
- 5月 こどもの日（おやつ遠足）
- 6月 法人研修（全職員参加）
- 7月 七夕祭り
- 8月 夕涼み会（親子参加）
- 10月 運動会（親子参加） 収穫祭
- 12月 クリスマス会
- 1月 伝統遊びを楽しむ会
- 2月 豆まき 成長を祝う会
- 3月 ひな祭り 卒園遠足 卒園式（親子参加）

※クラスや園児の状況を考慮して変更します。

3. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

3.1 保育時間・休園日等

当園において教育・保育と提供する日及び時間は以下のとおりとします。  
なお、提供時間以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。

開園日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時30分から18時30分まで
利用時間	（標準時間認定）7時30分から18時30分まで （短時間認定）8時30分から16時30分まで
延長保育時間	（短時間認定の場合） 7時30分から8時30分まで 16時30分から18時30分まで *ご利用希望日の前週の金曜日までにお申込みください。
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から1月3日まで）

#### その他の休園日

- 1 大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。その他、自然災害で実質的に開園できないとき。
- 2 重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合。

#### 4. 保育料その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

##### 4.1 保育に関する諸費用と納入方法

###### 1.通常保育料

基本料金 居住する市町村が定める保育料を居住市町村にお支払い下さい。

###### 2.実費をご負担いただくもの

- ・園外保育用帽子代 1,000 円程度
- ・ピアノカで使用する個人用吹き口代金 500 円程度
- ・遠足代（交通費、遊園地などの付き添い家族の入園料等）1,000 円程度
- ・3 歳以上児の給食の副食費 月額 5,160 円

※月途中の退園や入園の場合には、日割り計算を行います。

また、配食準備に計画的に反映することが可能な場合（長期入院など）は、1 か月単位で徴収額の減額を行います。

※以下のいずれかに該当する場合は、免除されます。

- ・年収360万円未満相当の世帯
- ・全所得階層の第3子以降の方

ただし、年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園に入所しているなどの要件があります。

免除対象の方には、市より別途案内があります。

###### 3納入方法

園にて、現金で徴収いたします。

#### 5. 保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに保育施設の利用に当たっての留意事項

##### 5.1 利用に当たっての注意事項

- (1)入園児童は千葉市保育所入所案内に基づき、千葉市が決定します。
- (2)入園にあたっては、支給認定証が必要です。
- (3)入園された後、家庭状況等に変更があった場合には、千葉市中央区保健福祉センターこども家庭課で手続きが必要になります。

## 5.2 手続きが必要な主な例

次のような変更があった場合、速やかに保育園又は千葉市中央区保健福祉センターこども家庭課までお知らせください。

- (1) 住所、保護者の勤務先（部署異動も）・勤務時間、保険証番号、電話連絡の方法等、家族構成等
- (2) 入園後に出産し、育児休業を取得する時
- (3) 姓が変わった時
- (4) 退園・転園・休園する時（退園が決定した場合は、1か月前までに知らせるとともに退園届を提出して下さい）。

## 6. 緊急時等における対応方法・非常災害対策

### 6.1 保育園の安全対策

#### 1. 保育園での安全を守るために

- (1) 玄関は防犯上、常に施錠しています。
- (2) 消防計画を作成し、消防署に届け出ています。
- (3) 毎月1回、火災や地震に備えて、訓練を行います。
- (4) 防災設備として自動火災報知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。各種施設設備は法定の点検を確実に実施します。

#### 2. 非常災害時の施設外避難場所は

- (1) 避難所 末広中学校
- (2) 避難場所 末広中学校、末広1丁目公園

### 6.2 警戒宣言発令時

#### 1. 休園等について

台風や地震等の災害により、園児の安全に支障をきたすと判断された場合は、市の要請を受け、臨時休園としたり保育時間の短縮をお願いしたりする場合があります。休園等を行う場合は、都度一斉メールにてお知らせいたします。

#### 2. 園児のお引渡し方法

入園時に記入していただいたお迎え者カードの方を事前に確認しておき、本人確認したうえで引き渡します。

#### 3. 管轄する機関

千葉中央消防署 千葉市中央区長洲 1-2-1 電話 043-202-1615  
千葉中央警察署 千葉市中央区中央港 1-31-1 電話 043-244-0110

#### 4. 緊急連絡先

保育園電話番号：043-312-1187

緊急用電話番号：043-274-9158（株式会社新星）



## 7. 虐待の防止のための措置に関する事項

### 7.1 虐待防止責任者

家庭における虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

虐待防止責任者 園長 星野章子

### 7.2 虐待防止のための研修

職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

- 1.当園が行う研修
- 2.千葉市が指定する研修

## 8. その他、保育施設の運営に関する重要事項

### 8.1 提出していただく書類

	提出書類	提出先
1	重要事項説明書（入園のしおり）確認・同意書	保育園
2	児童票・個人調査票・健康記録票	保育園
3	緊急連絡カード&保育利用時間調査	保育園
4	離乳食食材表	保育園
5	アレルギー疾患に関する調査書	保育園
6	保育所生活管理指導票（園でのアレルギー疾患への配慮を希望する方のみ、主治医が記入したものを）	保育園
7	家庭における食物除去の程度（保護者記入用）	保育園
8	お迎え者カード（災害時用）	保育園
9	救急時対応カード	保育園
10	写真等使用許諾ならびに撮影等の同意書	保育園

### 8.2 保育園をお休みするとき

- 1.お休みや登園時間や降園時間を変更する場合は必ずご連絡ください。
- 2.当日予定が変わることがありましたら、お迎え予定時間の30分までにご連絡ください。（目安として15分前後するようでしたら）
- 3.提出いただいた書類の記入事項に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。（住所・電話番号・予防接種・病歴等）
- 4.お子様の送迎は保護者様の責任で行い、万一代理の方がお迎えにいらっしゃる場合は、必ず事前にご連絡をいただいた上で、身分を証明出来るものをご提示ください。

### 8.3 登園をひかえていただくとき

感染症（千葉市登園許可書参照）と診断された場合は学校保健法に基づき、お休みしていただきます。病気の種類によっては多くの子どもたちに感染します。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。病気によっては医師の「登園許可書」が必要です。

また、園児の健康状態に関する情報（感染症の発症等）は園の掲示板に掲示いたします。

### 8.4 保育園での薬の取り扱い

保育園は、健康な子どもを保育するのが前提なので、薬は原則としてお預かりをいたしません。健康に支障が見られるときには早めに受診してください。薬の服用が必要なほど体調が悪い時は自宅で静養させてください。

なお、慢性疾患などでやむを得ない場合のみ、担任保育士と相談の上、医師による「与薬指示書」と保護者による与薬依頼書を提出いただき、お受けする場合があります。「与薬指示書」、「与薬依頼書」のご希望は職員にお申し出ください。

### 8.5 保育園での健康管理

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。年度途中の入園前には嘱託医による健康診断を受けていただきます。

#### 1. 入園後の健康診断等

内科健診	年 2 回
歯科健診	年 1 回
発育測定	月 1 回

#### 2. 感染予防

集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。

予防接種の公的接種の利用についてご家庭でのご協力をお願いします。

#### 3. 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止策を講じています。

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死してしまう病気です。原因はよくわかっていませんが、1歳未満の乳児期に起きています。育児環境の中に発生率を高める因子があることがわかっており、以下の点に留意して乳児保育を行います。

- ・赤ちゃんを一人にしない
- ・赤ちゃんの様子を定期的に観察する
- ・枕は使わない
- ・顔が見えるようにできるだけ仰向けに寝かせる
- ・布団の周辺に危険なものを置かない

#### 4. アレルギー疾患への対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出ください。

#### 8.6 嘱託医

病気やケガ等の際、緊急に病院へお子様を搬送する場合は、保護者と相談をして病院を決めますが、主に嘱託医である次の医院を利用する予定です。

小児科・内科	「若杉こどもクリニック」（若杉宏明医師） 電話 043-266-0253 千葉市中央区千葉寺町 1194-3-102
歯科	「藤本歯科長洲医院」（藤本俊男医師） 電話 043-225-2030 千葉市中央区長洲 2-20

#### 8.7 給食

給食はお子様にとって保育園での大きな楽しみの一つです。栄養のバランスを考え、季節感を味わえる献立を立てています。

##### 1. 栄養給与目標

食事は、一日に摂りたい栄養量の約半分（50％）を目安にしています。ご家庭でも朝夕の食事のバランスをとるように心掛けてください。

##### 2. 献立内容

- ・当園の施設内において調理しています。
- ・給食は安全で新鮮な食材を使用します。食事・おやつ共に手作りのものを中心に出しています。
- ・季節に合わせた行事食を取り入れています。
- ・食材は年齢や個人差を考慮し、咀嚼の状態を考えた大きさや硬さにしています。

##### 3. 離乳食について

- ・月齢を考慮しながら、個々に応じて離乳食を開始していきます。
- ・ミルクや哺乳瓶は園で用意します。

##### 4. 除去食について

食物アレルギーのお子様には除去食の対応をしていきます。

「保育所生活管理指導表」を医師に記入してもらい、ご提出ください。入園時に保護者の方と相談の上、進めていきます。

##### 5. 献立表について

献立表、離乳食献立表については前月末までに配布します。

##### 6. 食育について

食材を見たり、触れたりする中で、食への親しみや関心を高め、食事に向かう気持ちや感謝の気持ちを育てていきます。

## 8.8 保険

(独)日本スポーツ振興センター災害共済  
賠償責任保険 三井住友海上

## 8.9 個人情報の保護

当園では、「にじのいろ保育園 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得、利用目的を変更する時はあらかじめ保護者の同意を得てから行います。

## 8.10 要望・相談・苦情の受付

1. 当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	窓口担当 相談担当保育士 金子和恵 ご利用時間 9:00~18:00 電話番号 043-312-1187 苦情解決責任者 星野章子(園長) 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください	
第三者委員	榎本裕子(民生委員)	電話番号 043-264-9616
千葉市民間保育園協議会	苦情解決連絡会 事務局	電話番号 043-202-5515

## 9. 留意事項

当該入園のしおり(重要事項説明書)の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

同意書・利用申込書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき入園のしおり（重要事項説明書）の説明を行いました。

施設名称：にじのいろ保育園

説明者職氏名： 園長 星野章子 ⑩

私は、本書面に基づいて、にじのいろ保育園の利用に当たっての入園のしおり（重要事項説明書）の説明を受け、同意した上で、貴園の利用を申し込みます。  
保育利用時間は、 時 分から 時 分とします。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

⑩

児童から見た続柄：